

1. 背景

- (1) 小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、**日本全国に景気的好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。**
- (2) 平成25年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一歩すすめて、**小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系**を構築すべく基本法を策定することが必要。

2. 法律の概要

- 小規模企業の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「**事業の持続的発展**」を位置づける。
- 小規模企業施策について5年間の**基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組み**を作る。具体的には、小規模企業者による①**需要に応じたビジネスモデルの再構築**、②**多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出**、③**地域のブランド化・にぎわいの創出**等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じる。

3. 措置事項の概要

(1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること【第3条】
- ②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること【第4条】

(2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力【第9条】等

(3) 基本計画:

小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告【第13条】

(4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進【第14条、第15条】
(国内外での販路開拓支援(IT活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進【第16条、第17条】
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進【第18条、第19条】
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備【第20条、第21条】
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

<小規模企業の役割・課題・対応策>

小規模企業の役割	課題	小規模企業がとるべき対応策
①顧客のニーズに応じた財・サービスの提供	需要の変化・減少	顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
②雇用の維持・創出	経営層の高齢化 雇用者数の減少	多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
③地域経済社会の担い手	地域全体の活力の低下	地域のブランド化・にぎわいの創出